

山村学園短期大学における障がいのある学生支援に関する基本方針

(令和2年3月 9 日制定)

本学では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、発達障がい又はその他の心身の機能の障がいを有する学生(以下「障がいのある学生」という。)であって、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生に対する支援を行う。

1. 本学は、本学に在籍する障がいのある学生に、正当な理由なく、その障がいに由来する不当な差別的取扱いや不利益が生ずることがないように適切な支援を行う。また、障がいのある入学志願者に対しても同様の支援を行うよう努める。その際、当該志願者からの要望等については、継続的な相談を実施するなど、合意形成を図りながら適切な支援に努めるものとする。
2. 本学は、障がいのある学生及び障がいのある入学志願者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮を行う。
3. 本学は、障がいのある学生に対する合理的な配慮を行うことにより、障がいのある学生を含む全ての学生に質の高い教育の提供を行うとともに、同一の評価基準で成績を評価できるようにする。
4. 障がいのある学生の支援は、学生支援委員会を中心に関係教職員が必要に応じて学外の関係機関及び専門家と連携して全学的な体制で行う。
5. 学生支援委員会は、障がいのある学生からの申請(要望)に基づき必要な支援内容を検討し、本人と協議して決定する。また、障がいのある学生の学生生活及び修学環境の整備並びに支援者間の連携支援が適切に行われるよう調整する。
6. 本学は、障がいのある学生に対する支援活動を通じて、すべての学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながらよりよい人間関係を築くとともに障がいについて理解する機会を提供するよう努める。
7. 本学は、障がいのある学生に対する修学上の必要かつ合理的な配慮が、全ての学生の修学にとって有益になるよう教育的支援の改善に取り組む。
8. 障がいのある学生の個人情報には厳密に管理し、第三者に開示する必要がある場合は、本人の同意を得ることとする。ただし、学内教職員が連携して障がいのある学生を支援するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。